

第三帝国における強制労働

田村 光 彰 *

The forced labour in the Third Reich

Mitsuaki Tamura *

Received November 2, 2004

Abstract

The German army succeeded in conquering most of Europa and even a part of North Africa. In June 1941, Hitler attacked the Soviet Union. During the invasion, the Germans soon overwhelmed the Soviet troops. This Invasion was, as many history textbooks point out, a turning point in the Second World War. Just behind the fast-advancing tank columns, special killing squads called “Einsatzgruppen” were sent to deport and slaughter a lot of people they could find among the occupied land’s civilian population. The Soviet Union, Britain, France, the United States and several other countries joined together against Germany as the Allied Forces.

In 1942 the Germans suffered their first great loss, at Stalingrad in the Soviet Union. On June 1944 the Allies landed in Normandy in occupied France. The Germans were forced to retreat day by day. But they didn’t surrender until May 8, 1945. During the advance of the Allied Forces they came across many concentration camps in horrible conditions. Many people had died of starvation, disease and cold. Most shocking were the death camps, Treblinka, Sobibor, Majdanek, Belzek, Chelmuno, Auschwitz and so on. These death camps were designed for the mass murder of persons condemned to forced labour, Jews and Romas.

Persons compeled to forced labour are usually sent to camps located in remote sections of the country, where they are subjected to brutal living conditions. They had to work in mines and forests, and on farms and public works projects or in a lot of religios institutions. Nazi Germany used forced labour extensively. Prisoners in “normal” camps as well as in extermination camps worked under the severest circumstances..

The Nazi Party grew rapidly during the 1930’s. Its growth was accompanied by the extensive use of concentration camps. Persons in labour camps consisted of political members of the Communist and Social Democratic parties and racial and religious minorities. After the outbreak

* 教育能力開発センター
Center of Development for Education

of the Second World War thousands of prisoners of war and civilians were deported from Poland, Belgium, Greece, and other German-occupied territories in Europa. They were dragged from their homes or picked off the street by armed Nazis.

I would like to focus attention on the forced labour. The most important part of this argument is the origin of the work by force. The result of my studies shows that there are three starting-points where thousands of prisoners were forced to work.

(1) はじめに

2000年7月17日、ドイツでナチス時代の強制労働者に補償を行う財団が正式に発足した。政府、企業がそれぞれ50億マルクずつ計100億マルク(約5300億円)を、財団に設立された補償基金に拠出する。この基金は『記憶、責任、未来』基金と名付けられた。およそ一年後の2001年6月15日から、約150万人前後と推定される元強制労働の被害者に、戦後56年目でようやく補償金の支払いが始まった。

ドイツの強制連行-強制労働の補償は、多くの論争を呼びながら、とにもかくにも『記憶、責任、未来』基金に収斂された。この基金の成立史と21世紀への展望とその意味の解明には、次の検証が不可欠であると思われる。①ドイツの強制労働の特徴、すなわち、〈1〉第三帝国時代(ナチス時代)の企業、行政、軍による強制連行-強制労働の実態〈2〉とりわけドイツ企業各社の関わりに焦点をを据えること②戦後になり、国際社会(ニュルンベルク国際軍事裁判)とドイツ司法はこの産軍政の「3人4脚」による強制労働を裁いた。しかし、何を裁き、何を裁かなかったのか、それはなぜか、何が後の世代に残されたのか。これらを強制労働以外の補償史との関連で解明すること③補償史総体の中で、新基金『記憶、責任、未来』の設立の足跡をたどり、21世紀のなかで戦争とその補償のあり方を展望することが必要であろう。新基金のキーワード「記憶」、「責任」はそれぞれ「過去」-「現在」を示すが、新基金の検証と解明には、上述したように「過去」のナチス時代から、補償史の「現在」を経て、「未来」に向けて、すなわち①-②-③という順で叙述する方法がふさわしいと思われる。本稿はこうしたあるべき叙述の中で、①の〈1〉企業、行政、軍による強制連行-強制労働の実態のみを扱う。これ以外のテーマは、後に別稿にて取りあげたい。

(2) 強制労働の実態

① 強制労働者の由来

本稿で扱う強制労働者とは、自己の意志に反して、ドイツやドイツの占領地、従属国にある企業、自治体、教会、個人の家などなどで働かされた人々である。ここでなぜ強制労働者にさせられたのか、その由来を3つに分けたい。

第一は、戦時(戦争)捕虜である。彼らは戦闘中にドイツ軍に捕まった、兵士、軍属である。この人たちは主として捕虜用の収容所に入れられた。強制労働をさせられた第二の人々は、強制収容所の収容者である。企業は責任者を強制収容所に派遣し、強制収容所を管理・運営していたナチス親衛隊により、予め選別された男女収容者の中から強制労働に適任者を選びとる。この人たちは、しばしば裸にされ、子細に観察され、体力・運動能力のテストを受けさせられ

る。中でも大量に強制収容所収容者を使用していた企業は、IG-ファルベン社、ハインケル・ウント・メッサーシュミット社、フォルクスワーゲン社、ダイムラー・ベンツ社等である。いずれもナチスと親密な関係を維持していたために、優遇され、収容者の配分という〈分け前〉に与った。

最後は、民間人強制労働者である。ドイツは他国を占領したり従属国にした時、あるいは、これらの国々から退却をする時、労働者、住民、子どもを連行した。占領地では、初めは勧誘をしていた場合もあったが、まもなく残忍な方法に変わり、路上で、また民家から暴力的に一般市民を狩り集めた。あるいは、工場を乗っ取り、そこに働く労働者を以前より劣悪な条件で、生と死が隣り合わせの環境で働かせた。

②出身国別の強制労働者

いつ、どこの国や地域から強制労働者は連行されてきたのか。以下では、この〈時〉と〈国、地域〉に焦点をあてよう。この問題は、ドイツが占領地をいつ、どこに求めたか、という歴史的事実に対応する。

1) チェコ

1938年9月30日、ヒトラーは、チェンバレン（イギリス首相）、ダラディエ（フランス首相）、ムソリーニ（イタリア首相）と会談し、ミュンヘン協定に調印をした。彼はこの協定により、チェコスロヴァキアの中でドイツ系住民約300万人が住むズデーテン地方をドイツに即時割譲することを認めさせた。翌10月1日、ドイツ軍はここに進駐した。11月9日から数日間、ドイツ全土でユダヤ人商店7500件が破壊され、ドイツ中で400のシナゴグ（ユダヤ教会）が放火され、聖典が焼かれ、ユダヤ人が殺害された「水晶の夜事件」が起こる。39年3月15日、ドイ



東部の労働キャンプ 1940年1月時点

(マーチン・ギルバート、滝川義人訳『ホロコースト歴史地図』1995年、東洋書林P.39より)

ツ軍はプラハを占領し、チェコスロヴァキアを解体する。ハンガリー、ポーランドに譲与された地域を除いて、現在のチェコ共和国にあたる地域は「ボヘミア＝モラヴィア保護領」とされ、ドイツ国家の構成要素に組み入れられる。他方、現スロヴァキア共和国に該当する地域は、「独立」を維持したが、それは名目的、形式的なものにすぎなかった。

ナチスドイツは、39年の半ばあたりまでは、チェコスロヴァキアから労働者を契約と比較的自由な意志に基づいて集めていた。しかしその背後では、プラハ占領の以前からすでに将来、強制労働者を連行する計画を立てていた。プラハ占領は確かに無血ではあったが、占領する側のドイツは戦闘をも考慮に入れていた。ドイツ政府がこの国から期待した〈戦利品〉の一つは、戦時捕虜であった。やがて占領政策を次第に強化するにつれ、労働者は強制的に集められ、ドイツ帝国へ連行されていく。1939年5月、ドイツのルール地方の鉱山資本は、ボヘミア＝モラヴィア保護領と「独立国」スロヴァキアから多数の民間人の移送をするよう公然と主張する。この鉱山資本は、民間人強制労働者の連行を考慮に入れた最初の企業であった。6月23日、ナチ政府のナンバー2のヘルマン・ゲーリング帝国国防会議議長は、経済相フランクに次のような指示を出した。戦時捕虜と強制収容所の収容者、それに刑務所の囚人を雇用する準備を整えよ、と。ターゲットはボヘミア＝モラヴィア保護領であった。こうして39年半ば以降は、保護領からドイツ帝国への強制連行が始まる。

2) ポーランド

1939年9月1日、ナチスドイツは、宣戦布告なしにポーランドを急襲する。この国はドイツ軍の電撃戦で一挙に征服され、27日、首都ワルシャワが陥落する。翌28日、ナチ政権はソ連との間で独ソ友好条約を締結する。これにより、ポーランドは独ソ間で3分割される。ソ連への併合地域、ドイツへの併合地域、そしてポーランド総督府領である。

当初、ドイツは労働力を集めるにあたり、市民から自由意志で募集をした。しかし、これでは集まらず、次第に、警察力による一斉手入りに頼る。更に「路上で手当りしだいにつかまえてキャンプへ送」⁽¹⁾る方法へとエスカレートする。しばしば全村が包囲され、道路、映画館、学校で急襲され、市民は暴力的手法でドイツへ送られた。

ところでドイツの産業界では、9月1日の急襲直前から、ポーランド人の労働者を求めようとする声が増大する。ポーランドとの戦闘の最中であつた1939年9月12日、専門家グループ・金属採鉱業会は、その傘下の加盟各社に回状を配布した。「ポーランド人戦時捕虜が必要かどうかを報告するように」⁽²⁾という内容であつた。これ以降、企業は職安に殺到し、可能な限り多数のポーランド人労働者を斡旋するよう働きかける。というのも、ナチスドイツは、1939年10年半ばまでにポーランドの上部シュレージエン地区に115の職安を新たに開設していたからである。職安の新設と連続して、1939年10月26日、ドイツ占領軍は、年齢18才から60才のポーランド人に労働の義務を告知する。こうして連行は、初期の粗暴な手入れや逮捕から、職安を通す組織的な方法に移行する。職安を通したからといって、全土で紳士的な募集方法が展開されたというわけではなかった。粗暴な方法から〈だましの手口〉に変わっただけである。⁽³⁾開設された職安は、ポーランドではなく、ドイツの企業に労働者を〈斡旋〉する業務を担った。

占領下で市民への労働の義務が徹底されていくにつれ、一般住民の、すなわち民間人強制労働者のドイツへの移送が大量に始まる。12月12日、ユダヤ人男性全員に強制労働が義務づけられた。「総督府領とドイツの併合地域ヴァルテ大管区に労働キャンプが設置された。」⁽⁴⁾（地図

を参照) こうして1940年5月までに、100万人以上のポーランド人が、ドイツ帝国やドイツの占領支配地域に送られた。

もともとドイツには、1939年9月1日以前に約10万人のポーランド人の季節労働者が働いていた。彼らは自由意志に基づいてドイツに来て、主として農業労働に従事していた。こうした歴史的経緯があるために、ポーランド人労働者というと農業労働者というイメージが生じていた。しかし、9月1日以降は、占領政策で労働が義務化された。この中でドイツ帝国や占領支配地域の農業分野に投入された人々は、季節労働者とは労働条件が全く異なる。職安を通すために、賃金は支払われた。しかし、ユダヤ人のみならず東欧出身者やスラヴ系民族を最劣等視するナチスのイデオロギーにより、ポーランド人は差別と偏見に晒された。賃金は、ドイツ人農業労働者のなかで低い賃金のさらにその半分であり、この中からドイツの国庫に社会保障分担金として15パーセントが差し引かれた。日常生活では、衣服にはポーランドの「P」の文字を縫いつけなければならない、ドイツ人との性的交渉は禁じられ、これを犯すと死罪が待ち受けていた。労働では、現場の農業指導者や警察、秘密警察に常に監視され、虐待に晒されていた。⁽⁵⁾

ここまでナチスドイツは、東側諸国の占領支配、すなわちオーストリアを併合、チェコスロヴァキアの解体、リトアニアのメーメルを占領、そしてポーランドの征服を続けてきたが、一転して今度は北ヨーロッパの支配をめざす。1940年4月9日、ドイツ軍はデンマークとノルウェーを電撃的に攻撃する。デンマークは占領され、ノルウェーは5月5日、政府がロンドンに亡命し、6月10日に降伏をする。北欧から転じて、5月10日、ヒトラーは、西側諸国、西部戦線での総攻撃を開始する。中立国のオランダ、ルクセンブルク、ベルギーは宣戦布告なしに攻められ、15日にオランダが、28日にはベルギーが降伏する。ゼネスト等により抵抗を続けていたルクセンブルクも42年9月1日、戒厳令下にゼネストは武力鎮圧される。

ナチスドイツはここからフランスに軍を進め、6月14日、パリに入城する。フランスは、この後、南北二つに分断され、首都パリを含む北部をドイツが占領地域とし、南部をペタン元帥が率いる親ナチス政権のペタン政権が支配する。18日、ロンドンに亡命中のドゴール將軍は、ラジオを通じてフランス国民にレジスタンスを呼びかける。

8月8日、ドイツ空軍は英国本土への空爆を開始する。しかし、英国空軍の抵抗は頑強で、独軍は、英国の制空権を握れず、敗退する。また10月12日、英国本土への上陸作戦も翌春まで延期することを決定する。

ところでドイツ国防軍は、ポーランドとの戦闘で捕まえた戦時捕虜に加えて、北欧や西欧の戦時捕虜を抱えることになった。1940年夏、国防軍は、大量の捕虜の監視、使役、寝泊まりを担当せざるを得なくなった。そこで自身の労務の負担を軽減する対策を打ち出した。すなわち、ポーランド人戦時捕虜を、書類上で分類を変え、「民間労働者」とみなし、それによりこの人々を国防軍の分担領域から外した。

ドイツが抱え込み、手に負えなくなった人々は、戦時捕虜だけではない。開戦約10ヶ月後の1940年7、8月頃までの段階では、ユダヤ人に対してはドイツから移住、追放政策が採られていた。1940年6月、アイヒマンは、フランス領マダガスカル島が移送先であると説明している。しかし、チェコ、オーストリア、ポーランド、北欧、それに西側諸国を次々に占領し、その国の中で支配を拡大していくにつれ、これらの国々に住む数百万人のユダヤ人を占領支配のなか

に取り込まなければならなくなった。こうしてナチスドイツは、対ユダヤ人政策で壁にぶつかった。これだけ多くの人々を移住させ排除する方針には、労務上の、物理的な限界がある。1941年10月1日、ナチス親衛隊長官ヒムラーは、ユダヤ人の海外移住禁止令を出した。この先に取りられた政策は、移住ではなく殺戮であった。ポーランドに1940年から43年にかけて殺戮を主目的とする「絶滅収容所」が6カ所建設された。

3) ソ連

1941年6月22日、ドイツは独ソ不可侵条約を破り、ソ連に宣戦布告する。ハンガリー、ルーマニア、フィンランドの同盟軍と共に、世界の軍事史上最大の作戦であるソ連侵略を開始した。いわゆる「バルバロッサ作戦」である。「軍兵300万人（陸軍の75パーセント）、航空機や戦車も過半数以上投入したドイツ軍は、ソ連が併合していたポーランド東部、バルト海沿岸国のエストニア、ラトビア、リトアニアをたちまちのうちに占領する」。⁽⁶⁾

もともとヒトラーの狙いは、海外に植民地を求めるのではなく、東方の征服、ソ連の侵略であった。ヒトラーによれば、ドイツと、ドイツ民族が多数派の国・オーストリアとが〈生存〉するためにはチェコスロヴァキアの一部であるズデーテン地方が、さらにチェコそのものが必要であり、このチェコを含めた大ドイツ帝国が〈生存〉するためにはポーランドが不可欠である。こうして他国の領土を次々とドイツに取り込んで、〈生存圏〉を拡大していく侵略主義の行き着く先は、ソ連であった。今日、ドイツはこれらの国々を領土としなくとも〈生存〉している。軍事力に頼る政策の愚かさが痛感されると共に、外交努力の大切さが教訓となろう。

1937年11月5日、ヒトラーは陸海空の三軍首脳の前に演説をし、今後の戦争計画を説明している。説明をメモしたヒトラーの軍事副官ホスバッハ大佐の名を取って、「ホスバッハ覚書」と呼ばれている演説である。これによると、ドイツは8500万人の人口を抱えているので、他の領土を要求できる権利があり、生存権の獲得、食糧の確保、土地の獲得がなされなければならない。チェコスロヴァキア、オーストリアを占領し、「その土地から非ドイツ人を一掃することによってドイツ人のための生活空間が得られるだろう」。⁽⁷⁾ 領土獲得には暴力の道しかない、という。対ソ戦を控えた1941年3月30日、ヒトラーは幹部将校らに対ソ戦は「絶滅戦争」であると訓辞する。さらに5月、各省次官会議の記録によれば、①ソ連からは食糧を奪うこと、穀物類はドイツへ、肉類は現地で消費する。②これによりソ連では数百万人の餓死者出ることが予想されるという。とりわけ、ソ連南部に進駐する部隊は、カフカースの石油、黒海北のウクライナ工業地帯の略奪が目的の中に入れられた。

① 人数の問題

ソ連に侵略したナチスドイツは、1942年から43年かけての冬期に敗北に直面する。北はレニングラードから南はスターリングラードの南まで伸びきった戦線は、以降、ソ連軍の激しい抵抗にあい、徐々に後退していく。ドイツ軍の電撃戦による勝利は終焉し、ドイツの戦時経済は危機を迎える。ソ連市民、戦時捕虜の大量投入が更に加速する。1942年3月21日、ヒトラーは、後にニュルンベルクの国際裁判で死刑判決を受けることになるフリッツ・ザウケルを、労働動員全権委員に任命する。1923年以来の古参のナチス党員で、党への忠実度ナンバーワンである彼の任務は、ドイツ国防軍やドイツの占領当局と協力して、できるだけ大量の人間をドイツに連行することであった。こうして1942年4月から6月だけで、110万人のソ連市民がドイツに連行され、民間人労働力として酷使された。続く7月から12月の間に、34万人がドイツに強制

的に連れてこられた。連行は手当たり次第に行われた。例えば、旧ソ連の白ロシアでも再三にわたり、警察の手入れや人々の多く集まる市場、教会、映画館、公園などで兎狩りにも似た〈人間狩り〉が行われた。さすがに労働動員部局内部からも異論がでてきた。「今緊急に必要なことは、再度注意をうながすことである。すなわちドイツ帝国へ労働者を募集するにあたっては、自由意志にのみ基づいてなされるべきである」⁽⁸⁾と、部局の一幹部が指摘している。

1944年夏には、推計で7～8百万人のドイツで働く全外国人労働者のうち、ソ連人は他のどの国の人々よりも多かった。ソ連民間労働者は280万人を数え、うち半数以上は女性であった。戦時捕虜は63万人に達していた。⁽⁹⁾一方、強制労働による死者数も膨大にのぼり、1939年の対ポーランド戦争から1944年夏までに、戦時捕虜は330万人が死亡し、このうちソ連人が200万人（約58パーセント）を数え、強制収容所、労働収容所等で殺害された。ソ連民間労働者は、数十万人が飢餓、病気、虐待等で殺される。

ここでナチス側の労働担当部局が、ナチ支配の時代の最後に発表した統計数値を見てみよう。ドイツ戦争経済の研究者である経済史家ディートリヒ・アイヒホルツによれば、この労働担当部局は、1944年8月～9月における大ドイツ帝国の強制労働者の総数を、7,906,760人であると公表した。末尾に資料（1）として掲げておいた。但し、ディートリヒ・アイヒホルツは、この統計が強制労働の実態を反映していないとして、その根拠を次のように示している。⁽¹⁰⁾第一に、ナチス当局も期間を絞って公表しているように、これは1944年の2カ月間だけの限定された数字であり、1939年～45年の全強制労働者数を表わしていない。第二に、表には強制収容所の収容者欄が欠けている。すなわち約50万人分が欠落している。第三に、ハンガリー・ユダヤ人の少なくとも12万人が加えられていない。第四に、1944年の夏～秋に、まだ強制労働に投入されていない人々がいる。第五に、この表から消えている人々には以下のような強制労働者が含まれている。殺害された人々、飢餓、寒さ、過労、病気で死んだ人々、逃亡した人々たち等である。最後には、連行され、これから強制労働が待ちかまえているその直前に、飢えや寒さ、病気で死亡した人々。この人々を含めると、ニュルンベルク国際軍事裁判でザウケル労働動員全権委員がほのめかした1200万人の方がより実態に近い。しかし、ディートリヒ・アイヒホルツによれば、これでも強制収容所収容者の数が含まれていない。彼はこれらを含め、加えて第五で述べた殺害、死亡等の人々をさらに勘案している経済史学者クチンスキーの示す1400万人を、強制労働者の総数として示している。⁽¹¹⁾

以下にさし当たり、人数の問題だけを要約しておきたい。強制労働者は、戦争末期の1944年8月～9月の二ヶ月の間、戦時捕虜と民間人労働者だけで、少なく見積もって7,906,760人を数え、うちソ連人は最大の約280万人であった（末尾資料1）。但し、全戦争期間を通じれば1400万人にのぼり、したがって、ソ連人強制労働者もさらに増加する。要するに、奴隷ならば生存は保障されていたが、酷使され、病、飢え、寒さで働けなくなれば焼却炉行きとなる〈奴隷以下〉の待遇にあった強制労働者のうち最大のグループはソ連人であったといえよう。

② 労働実態

人数の問題から離れ、ソ連人強制労働の実態に焦点を当てよう。ドイツ企業は、侵略2週間後に、戦闘によるソ連人捕虜、すなわち戦時捕虜の割り当てをできるだけ多く得ようと画策している。初めはナチス指導部と企業の間、この捕虜への対応を巡り対立があった。ナチ党は、ユダヤ人のみならず、民族としてはもともとスラブ系民族を劣等視していた。イデオロギーと

しては、共産主義者を敵視してはいたが、それでもごく初期の頃は〈改宗〉させる方針を取っていた。後には〈抹殺〉の対象に変更した。ナチ指導部は、特にソ連人戦時捕虜がスラブ系民族であり、同時に共産主義の体現者であると信じていた。したがってソ連人戦時捕虜を労働現場に投入することは、同じ敷地内で働くドイツ人に民族的にもイデオロギー的にも悪影響を与えると考えた。捕虜たちは〈優秀なアーリア民族〉からなるドイツ人の〈民族共同体〉を汚す要素と見なされ、「害虫」扱いされた。企業側は、民族・イデオロギーとしては排除をしたい、しかし、労働力としてはノドから手が出るほど欲しい。そこで労働の職種と現場を限定して使用した。1941年秋頃まで、鉱山と巨大建設の現場のみでソ連人戦時捕虜の使用が許された。しかし、ドイツ人成人男子が戦場に行き、企業は恒常的に労働力不足に襲われていた。加えて、帰還しても傷病者が続出しては労働力不足はいっそう増幅する。この事態を見越して、企業側は、すでに対ソ戦争開始直後の1941年6月末頃からソ連人戦時捕虜を労働現場に投入させるようナチス側に要求している。6月30日に石炭鉱業界が、7月9日には、フリック・コンツェルンが、また21日から23日にかけてはプレッサク社、ヴィンタースハル・コンツェルンが同様の申し入れをしている。⁽¹²⁾

さて、企業側の投入要求に対して、ナチス側からも賛成をする人々が現れ、限定使用の方針に見直しがなされていく。ナチ党ナンバー2のゲーリングは、9月、航空軍需産業界に対して、バルト地方からの金属労働者を、それほど「共産主義に汚染されてはいない」として投入することを約束している。

もともとナチス政体は、既に述べたように、共産主義を敵視し、ゲルマン系以外の他民族を、なかんずくスラブ民族を劣等視するために、東欧、ソ連からの外国人労働者をドイツ帝国内に投入したくはなかった。確かに、欧州側での第二次世界大戦の開始前後から、チェコやポーランドの市民や戦時捕虜をドイツ経済界に投入はしている。またポーランドからは開戦のはるか前から、伝統的に農業分野で季節労働者としてドイツで働く人々が存在していた。しかしこれらの労働は、前者では、あくまで暫定的であり、緊急たつての措置という色彩が濃厚であり、後者では〈季節〉限定の外国人労働者であった。ナチス側の危惧は、第一に共産主義の体現者がもたらすかもしれないドイツの労働運動への影響であった。第二には、『フランクフルター・ルントシャオ』紙の編集部員マティアス・アルニングによると、ドイツで働かされたソ連人強制労働者が祖国へ帰国し、独ソ両国の体制比較をすれば、ドイツにとり「明らかに不利」⁽¹³⁾が判明する点だという。

ナチス政府と経済界は〈天秤の両端〉に位置し、互いに妥協を重ねてきたが、徐々に〈重り〉は経済界側に傾いていく。1940年秋段階でドイツで働く外国人は200万人を越え、翌41年秋には300万人に達している。こうして初期のナチス指導部と企業間の対立は、国防軍がスターリングラード戦で敗北し、撤退を重ねるにつれ解消していく。軍事経済の危機がドイツに広がり始める。国防軍も経済界も民族性やイデオロギーにこだわっていられなくなった。労働力も資源も侵略戦争の続行にとり、現状では不足しすぎた。強制労働は全産業界に拡大していく。ソ連市民と戦時捕虜の人数の〈限定使用〉から〈全面使用〉への転換である。使用の現場は、企業を含めた軍用道路・鉄道建設、塹壕を始めとする陣地の構築に広がる。人数制限は撤廃された。しかし、この人たちの民族性とイデオロギーへの恐れは、元来、ナチ党の本質部分であったので、量的には限界が突破されたが、労働現場での待遇は苛酷を極め、まさに〈奴隷以下〉

であった。

食糧に関して、同じ東側出身の強制労働者よりも重労働を割り当てられたソ連人強制労働者には、非ソ連人よりもパンは少なく、肉、脂肪類は3分の2であり、小麦以外の穀物は半分、砂糖、マーマレードは4分の1、栄養価の高い牛乳、卵等は禁止された。薄めたスープには、ほとんど常にカブかカブの葉しかはいていなかった。人数制限を撤廃された企業は、占領地で競争相手の他社をいかに追い落とし、どうしたら多数の〈奴隷労働者〉を獲得できるか、その戦略と戦術に精力を注いだ。彼らは、ナチス親衛隊と正規軍の国防軍との〈三人四脚〉で、〈人間狩り〉に邁進した。フリック・コンツェルンは、バルト海に面したソ連のリガのヴァイロク車両会社の乗っ取りを図った。ここでは、社長と共に社員のベルンハルト・ヴァイスが7500人の労働者を、路上ではなく、工場もろとも略奪した。こうして民間人強制労働者にさせられた7500人は、今までの車両生産とは異なり、軍需生産が直ちにあてがわれ、家畜以下の労働条件で砲架、砲身を生産させられた。フリック社は、この後、ソ連にドニエプル鉄鋼会社を設立する。そして1942年11月、スターリングラードの激戦の最中にヘルマンゲーリング社と共同でソ連の関連企業6社を奪う。しかし、ドニエプル鉄鋼会社は、計画をしていた生産量280万トンの粗鋼生産は達成できなかった。その理由は、民間人強制労働者の劣悪な食糧、労働条件に加えて、1943年晩夏、ソ連赤軍が戦線を立て直してこの地域に迫っていたからであった。

ソ連、東欧からの強制労働者の問題をテーマにするとき、①イデオロギー的な敵視、民族差別、②奴隷以下の労働環境、食糧政策に加えて、是非ともふれずには済ますことのできない問題がある。それは③子どもの強制労働である。プラハの強制収容所・テレジエンシュタットでは、約1万5千人の子どもたちが家族とは離され、労働を強いられた。ドイツ国防軍は、ソ連戦線から退却をしていく1943年秋段階で、多くのソ連の市民や子どもたちをドイツに連行した。この年からは「ついに国防軍と労働動員全権委員の現地募集部隊は、東部で大人はおろか子どもたちまで組織的に連行するようになった。」⁽¹⁴⁾ ディートリヒ・アイヒホルツは次のような例を挙げている。繊維コンツェルンが使用している労働者を診察した収容所医師は、10才のポーランド人少女について、虚弱と栄養不良を指摘し、「このまま労働させれば『児童殺害』になる」と記している。⁽¹⁵⁾ また、カルル・フロー株式会社では、ソ連、ポーランドの子どもたちが極度に乏しい食糧事情のなかで、「毎日10時間以上、週給2帝国マルクで、最もキツイ労働に従事」⁽¹⁶⁾ させられていた。彼ら、彼女たちは4才から15才の子どもたちであった。これらは第一に、子どもの労働を禁じた国際労働条約（ILO条約）違反である。第二に、ドイツ人の子どもたちには虚弱や栄養不良の状態で、10時間以上も最もキツイ労働をさせてはいなかった。これは民族差別に他ならない。東側の子どもたちが、またテレジン強制収容所ではユダヤ人の子どもたちが、死と隣り合わせの労働条件で酷使され、アウシュヴィッツに送られた。

註

- (1) マーテン・ギルバート、滝川義人訳『ホロコースト歴史地図』1995年、東洋書林 S. 39
- (2) Dietrich Eichholz: Zwangsarbeit in der deutschen Kriegswirtschaft. In : Ulrike Winkler (Hg.) *Stiften gehen, NS-Zwangsarbeit und Entschädigungsdebatte*, Papy Rossa Verlag, 2000年, S. 26
- (3) Matthias Arning: *Späte Abrechnung*, Fischer, 2001年, S. 47
- (4) マーテン・ギルバート、前掲書 S. 36

- (5) Vgl. Dietrich Eichholz : a. a. O., S. 13
 (6) 蔵原雅人「特別企画／ヒトラー56年の生涯」『ヒトラー神話の復活』新人物往来社 2000年, P.170～171
 (7) ジェームス・テラー, ウォーレン・ショー著, 吉田八岑監訳『第三帝国事典』三交社 1993年, P. 263
 (8) Vgl. Mathias Arning : a. a. O., S. 56
 (9) Vgl. Dietrich Eichholz : a. a. O., S. 4
 (10), (11) Vgl. Dietrich Eichholz : a. a. O., S. 18
 (12) Vgl. Dietrich Eichholz : a. a. O., S. 27
 (13) Vgl. Matthias Arning : a. a. O., S. 46
 (14) - (16) Vgl. Dietrich Eichholz : a. a. O., S. 34

(3) 強制労働とは何か

これまで強制労働者になり出された人々の3つの出自と出身国別の強制労働について述べてきた。ここで、あらためてナチス時代の強制労働とは何か、その特徴をまとめてみよう。

① 大規模、組織的な強制労働

〈1〉農業部門から産業部門へシフト

ドイツの強制労働システムにおいて、大きな変化を記録する時期は、すでに記したようにソ連侵略後の1942年から43年であった。100万人単位でソ連から大量にドイツ帝国に動員された強制労働者は、農業部門のみならず、産業部門の至る所に投入された。変化の第一は、以降、農業分野から産業部門へ、なかでも軍需産業への大量動員が増加したことである。1942年3月に労働動員全権委員に就任したフリッツ・ザウケルは、就任後8カ月間の投入数を次のように推定している。この間の新たな強制労働者は275万人であり、内訳を国、地域別に見ると、ソ連からは140万人で最多であり、ポーランドと西欧がそれぞれ約35万人を数えている、という。この人たちの多くは、私企業、ナチス親衛隊が経営する親衛隊企業に送られ、軍需産業に従事させられた。すでに述べたようにソ連戦線での敗北期以降はソ連からの投入は急激に減少する。

〈2〉全ヨーロッパを供給先に

変化の第二は、この減少を補填するために、強制労働者の連行地域を、西欧諸国に大規模に拡大することにより、全ヨーロッパレベルに供給先を広げたことである。決定的な敗北を被る1943年2月の前後、すなわち1943年1月から3月までにドイツへ連行された人々は約51万6千人を記録している。このうち、フランス、ベルギー、オランダ三国だけで60パーセントに達し、ソ連、ポーランドからはそれぞれ12パーセントに減少している。⁽¹⁾しかし、とりわけソ連からの連行の減少は、ドイツの軍需経済の維持、発展に決定的なダメージを与える。ザウケルは1943年の第四四半期(10～12月)の現状を報告し、「東部においては労働力の予備軍がますます枯渇し、例えば(敵側が)比較的大きな経済領域を封鎖するというような軍事的措置をとるので、現存労働力の動員と移送は困難になってきた」⁽²⁾と述べている。

〈3〉強制収容所に新たに触手

労働力不足の現場は、前線での塹壕掘り、ハンブルクなど港湾での軍需物資の荷役作業、重要生産施設の地下移転作業、炭鉱・建設業界、軍需・化学産業界などに広がった。「前代未聞の労働力不足」⁽³⁾に見舞われたナチス政体にもみられた変化の第三は、新たな規模で強制収容

所の収容者に触手を伸ばしたことである。各企業は強制収容所の収容者に群がり、収容者は〈使い捨て〉商品として扱われ、使用後に〈焼却〉された。ハンブルク近郊のノイエングメ強制収容所では、焼却された遺体は、収容所所有の畑の肥料となった。生きているときは労働を通して収益を提供した収容者たちは、死んでなお収容所高官の食べる野菜の増産に貢献させられたわけだ。

強制労働の現場は、農業、企業だけではなく、さらに一般家庭、自治体での労働、そして教会にも広がっていた。広く社会の隅々で外国人労働者の労働は常態となっていた。

② 「業績に連結」させる食糧配給

戦局の好転が望めないなかで、戦時経済は維持し続けなければならない。労働力不足がますます加速する一途をたどれば、頼る方法は現存する強制労働者の労働生産性を高めるしかない。1944年、とりわけ東側出身の強制労働者に対して、食糧を支給する際に「業績に連結」させる方法を採用した。食糧大臣ヘルベルト・バッケは、ナチスが作りあげた労働者組織のドイツ労働戦線と共同で、このシステムを導入した。但し、これはすでに個々の企業が1943年段階で取り入れていた制度であった。今度は行政側が公に制度化した。ただでさえ死の淵に片足を入れて労働させられていた人々を三層にわけ、最下層にはさらに「業績」が悪いとして食糧の切りつめを断行した。三層とは、ドイツ人の業績と比較して①ドイツ人の業績の100パーセント以上を挙げる人々②100～90パーセントの人々③90パーセント以下の人々である。①の人々には「特別支給」を与え、②には、今までとは異なる新しい食糧配給を行い、③にはパンの配給を削減し、チーズの支給を打ち切った。この措置の狙いは、第一にそれぞれの層の人々を互いに競わせ、分断して支配することである。一個の砂糖を自分がとり、相手をけ落とす時に発揮される、火事場ならぬ〈地獄のバカ力〉に依存しようというわけである。第二には、食糧の全体量を切りつめることである。労働環境を改善し、人間としての健康、安全に配慮することで生産性を高める努力をするのではなかった。

食事の配給をめぐるのは、この「業績連結食糧制度」の導入以前に、企業側とナチス側にはささやかな対立が存在した。ソ連侵略後の1941年11月、ゲーリングは、ロシア人捕虜へは質の悪い食事を、最低量供給するようにとコメントしている。⁽⁴⁾ ヘルベルト・バッケ食糧大臣は、質を最も落としたロシア人用のパンを、東側労働者にもあてがうよう指示していた。そのロシア人用パンの素材とは、ライ麦の粗挽きが50パーセント、砂糖大根とかんなくずがそれぞれ20パーセントずつ、残りの10パーセントは麦わらか、葉であった。こうした粗末なパンでは、良質の労働力は養成できない。だがナチス側にとり、ロシア人は「劣等人間」であり、ドイツ人の食事のおこぼれを頂戴する存在でしかない。ただ企業側は、労働生産性の低下を恐れ、ナチス側に食事の改善をめざして異議を唱えたこともあった。ヒトラー時代に繁栄を謳歌した巨大軍需コンツェルンのクルップ社は、次のように報告している。「我が社では、ロシア人戦時捕虜はとりわけ重労働に従事しているが、彼らへの食事は不十分なこと極まりない」。⁽⁵⁾ このまま彼らにこうした食事しか与えないと、「短期間に体力を落とし、中には死ぬ者も出ている」。⁽⁶⁾ またドイツ産業グループは、食事とは人間にとり必要、という視点ではなく、単に労働業績を高める手段である、という観点から以下のように述べている。ソ連人労働者に最低限の食事しか与えない、というのは人種や政治的見地からは望ましいかもしれないが、「労働力を使うと

いう立場からはこのような食事は目的に合致するものではないと思われる。というのも（こうした食事が続けば）業績の向上ではなく、低下がもたらされるからである。これは最終目的に照らしてみるとあってはならない事態である」。(7) 企業側は、では右のような視点に立ち、ナチス側と交渉し、食糧事情の改善に全力を注ぎ、粘り強く抗議し続けたか、ということそれはしなかった。理由は、ソ連戦線での敗北期までは、強制労働者は〈無尽蔵〉であったからである。取り替え可能な「消耗品」だった。そして敗北期以降は、なかでも44年から45年になると、ドイツ人の食事すら枯渇したので、改善の余地などは皆無になった。戦後、ニュルンベルク国際軍事裁判と米軍によるニュルンベルク継続裁判で、この搾取と虐待は裁かれることになる。

③ 人種差別に基づくヒエラルヒー

まずナチス時代の労働者はドイツ人をも含めて、3層に大きく分けられた処遇を受けた。階層の最上階には、ゲルマン民族と称されたドイツ人、及びこの民族に属すると考えられたオランダやデンマークからの民間人労働者が組み入れられた。第二層には、フランスやベルギー等西欧からの民間人労働者が位置した。最下層は、「異人種」「劣等人間」と決めつけられた人々で、スラブ系民族、ユダヤ人、シンティ・ロマの人々であった。中でも強制収容所には、主にユダヤ系の人々や政治犯が収容され、とりわけこの人たちは日常的なテロに晒され、労働は苛酷を極めた。

一般に植民地支配をしている国側の労働者は、二重の関係を持たざるを得ない。植民地支配側の労働者は、支配を受ける国の労働者の上に立ち、加害の側面を持つ。しかし、支配をしている国の労働者は、その自国の支配者、企業からは搾取される。ドイツ人労働者も全く同様の関係にあった。ナチス支配下では、対ナチスとの関係では犠牲者でありながら、外国人、とりわけ第三層の外国人強制労働者に対しては、これら〈劣等人間〉の上に立つ〈支配者〉であった。こうした支配-服従の構造は、第一次大戦下でも特にドイツの重工業界で見られた。ドイツは、ベルギーから強制連行をしたが、この時はベルギー内外で大きな抵抗にあった。この第一次大戦時に比べ、第二次世界大戦では抵抗も少なく、地域も西欧、東欧全域に、分野も農業、全産業界、自治体、教会などに拡大した。

④ 後始末

〈1〉間引き

各企業やナチスは、戦争も末期の頃になると、膨大な数の強制労働者の〈処分〉と〈後始末〉という新たな問題を抱え込むこととなった。ドイツの軍事的敗北が濃厚になり、強制収容者をそのまま継続して管理し統制する余裕が、経済的にも、人的にも無くなってきた。他方で、1944年7月20日のヒトラー暗殺事件に象徴されるように、企業や治安当局は抵抗や反乱を恐れ、抑圧体制を強化するか、あるいは抱え込んだ強制収容者を〈間引き〉することで、管理統制上の負担を軽くしようとした。〈後始末〉のためには次のような措置がとられた。①飢餓、寒さ、過労、病気の人々の放置②抵抗をする人々の処刑である。強制労働者を投入した当初から、企業やナチスが恐れていたことは、彼ら、彼女たちの組織的抵抗や蜂起であった。人々は決して強制労働のシステムに諾々と従っていたわけではなかった。抵抗し、収容所からの自力解放に成功した例としては、ワイマールに建設されたブーヘンヴァルト強制収容所がある。(8) しか

し、成功例の陰では無数の〈間引き〉が行われた。ミュンヘン近郊のグッハウ強制収容所には、外国人強制労働者が「戦時捕虜兄弟協力」という組織を結成し、抵抗運動を展開したことが記録されている。しかし、ゲシュタポ（秘密国家警察）に見つかり、1944年9月4日、ロシア出身労働者約100人が処刑された。

〈2〉警察、職安へ「戻す」という措置

1944年11月、ナチス親衛隊を構成する一部局である人種・移住局は、ゲシュタポの地方出先機関に以下のように命じている。東側出身の外国人強制労働者を、独自の判断で処刑するように、と。もう一つ別の指示を見てみよう。ディートリヒ・アイヒホルツは、企業、警察、行政が一体となった〈間引き〉の手法について述べている。⁹⁾ 敗戦を間近に控えた1945年の復活祭の頃、親衛隊一部局である国家保安本部の長官エルンスト・カルテンブルナーは、警察の地方出先機関に指針を下达した。それによると、強制労働者の扱いに関しては、出先機関の長が、「自己の権限と責任」で決定しなければならない。また地方出先機関には、高度の進取の精神、責任感、献身的な努力が要請され、いかなる逡巡も許されず、敗北主義に陥らないで、一切の温情を排した断固とした処置を取り入れなければならない、という。

警察が現地の判断で処刑できる、という指示、方針に対して、では企業側はどのような処置で応えたのであろうか。1945年2月8日、ドイツ産業グループは次のような記録を残している。①企業は、例えば強制収容所収容者、ユダヤ人、戦時捕虜を、ゲシュタポや職安のような権限のある地方出先機関に〈戻す〉ことが正当であると認められなければならない。②企業には、生産にはもはや不要になった外国人を、職安に〈戻す〉権利が与えられなければならない。数日後、ドイツ経済会議所も、産業グループの〈戻す〉という方針と同様の措置をとることを満場一致で決議している。また1945年3月7、8日、ノルトライン・ヴェストファーレン地区の製鉄・鉄鋼産業の要人は、アルベルト・シュペーア軍需相に面会し、以下のように要望している。残された議事録によると「信頼のおけない外国人は、できる限り早いうちに〈移送〉されなければならない。現地の国家警察司令部に通報（したい）」する措置をとりたいため、認めて欲しい、と。

ここで示されていることは、企業が、持て余した強制労働者を国家警察や秘密国家警察の出先機関に〈移送〉し、〈戻す〉。すると、出先機関は、独自に、勝手に処刑したということである。企業は、飢餓と病気と疲労にさいなまされ、自社のために身をすり減らして労働してきた人々を、故郷に帰すのではなかった。まるでBSE（牛海綿状脳症）に感染した牛やインフルエンザにかかった鶏を扱うように、自らの手を汚さずに、警察に〈処分〉をさせ、〈間引き〉した。牛も鶏も、飼い主は涙を流しながら別れを告げるであろう。しかし企業はそうではなかった。私は、〈家畜以下の措置〉という以外に形容の言葉を知らない。

〈3〉帰還者を待ち受けた偏見

今まで述べてきた①から④の措置から逃れ、無事に帰還した人々にも戦後の歩みは決して平坦ではなかった。敵国ドイツのために働いた、あるいは貢献したという汚名を着せられた人々も多い。なんとか帰還した人々の数は、ソ連のみに限ると約520万人であった。このうち戦時捕虜が180万人、民間人労働者が340万人にのぼった。¹⁰⁾ 帰還後、この人たちの多くは、「協力者」、祖国への「反逆者」という視線を全身に浴びながら、尋問を受け、審査される収容所に再度入れられた。

ダッハウ強制収容所では、外国人強制労働者が「戦時捕虜兄弟協力」という組織をつくって抵抗運動をしていたことにすでにふれた。旧ソ連のウクライナ出身のパウル・ティモアは、モスクワの染料工場で技師として働いていた。ドイツ軍に捕まり、戦時捕虜としてクルップ社の本拠地、ルール地方のエッセン市に連行された。ここで強制労働者たちの抵抗組織「反ファシズム闘争同盟」を結成する。彼は強制労働者たちに呼びかけた。軍需生産をボイコットしよう、ドイツ人親方や監視員の指示を拒否しよう。やがてゲシュタポに発見され、監獄に入れられた。1945年3月、連合軍の空爆後に脱走し、幸運にもモスクワに帰還できた。しかし、これで彼の苦悩は終焉しなかった。自国の捜査機関によりまた逮捕される。1947年、15年の懲役刑を命ぜられ、矯正労働収容所に入れられる。〈強制〉収容所時代の敵国への〈協力〉姿勢を、〈矯正〉させるというわけだ。10年の入所を経て判決は破棄された。1962年、彼は57年の生涯を終える。終戦をはさんで〈強制〉から〈矯正〉へ、二つの収容所が押し付けた彼の苦悩、苦痛、偏見、差別に対して、補償した者は誰もいない。

註

- (1) Vgl. Dietrich Eichholz : a. a. O., S. 20
 (2), (3) Vgl. Dietrich Eichholz : a. a. O., S. 21
 (4) Vgl. Dietrich Eichholz : a. a. O., S. 31
 (5) - (7) Vgl. Dietrich Eichholz : a. a. O., S. 32
 (8) 抵抗 - 蜂起 - 解放に参加した本人自身の著作に、ブルーノ・アーピッツ著、井上正蔵他訳『裸で狼の群の中に』(上, 下) 新日本文庫がある。但し、この著作には、最近疑問も提示されている。イアン・ブルマ著、石井信平訳「記憶を保存する」『戦争の記憶』TBS ブリタニカ 1994を参照。
 (9) Vgl. Dietrich Eichholz, a. a. O., S. 33-35
 (10) Vgl. Mathias Arning, a. a. O., S. 61

資料1 ナチス当局の公表：外国人労働力の総計：1944年8 - 9月

ソ連	2,851,002 (バルトの諸共和国を含む)	36%
ポーランド	1,690,642	21
フランス	1,246,388	16
イタリア	714,685	9
チェコスロヴァキア	313,890	4
オランダ	254,544	3
ベルギー	249,823	3
ユーゴスラヴィア	187,119	2
総計	7,906,760	

出典：Dietrich Eichholz: Zwangsarbeit in der deutschen Kriegswirtschaft.

In: Ulrike Winkler (Hg.): Stiften gehen, NS-Zwangsarbeit und Entschädigungsdebatte, Papy Rossa Verlag, 2000, S.16-17

(上記文献より作成。合計のパーセントが100未満なのは、掲載された諸国以外からの外国人労働者が記載されていないためと思われる)

資料2 「大ドイツ帝国」の労働投入における外国人民間労働者と戦時捕虜：1944年8 - 9月

国 籍	戦時捕虜	民間労働者			合 計
		男	女	計	
ベルギー	50,386	170,379	29,379	199,437	249,823
バルト諸国		28,450	16,349	44,799	44,799
ブルガリア		14,207	2,050	16,257	16,257
デンマーク		12,179	3,791	15,970	15,970
英国	80,725				80,725
フランス	599,967	603,767	42,654	646,421	1,246,388
ギリシャ		12,532	3,126	15,658	15,658
イタリア	427,238	265,030	22,317	287,347	714,685
ユーゴスラヴィア	89,359	72,263	23,497	97,760	187,119
オランダ		233,591	20,953	254,544	254,544
ポーランド	28,316	1,088,540	573,796	1,662,336	1,690,642
チェコスロヴァキア		252,825	61,065	313,890	313,890
スイス		11,835	5,179	17,014	17,014
ソ連	631,559	1,062,507	1,112,137	2,174,644	2,806,203
ハンガリー		17,206	7,057	24,263	24,263
合計	1,930,087	3,986,308	1,990,367	5,976,673 (総計)	7,906,760

出典：Herbert Ulrich(Hg.): Europa und der “Reichseinsatz”. Ausländische Zivil-
arbeiter, Kriegsgefangene und KZ-Häftlinge in Deutschland 1938-1945, Essen
1991, S.12

資料3 農業分野と工業分野における強制労働者：1944年8 - 9月

	農業分野	人数
合計		2,747,238
強制労働者の由来	民間労働者	
	ポーランド人	1,105,719
	ソ連人	723,646
	戦時捕虜	
	フランス人	351,307
	ソ連人	138,416

	工業分野	人数
合計		3,426,267
強制労働者の由来	金属産業界合計	1,691,329
	民間労働者	
	ソ連	752,714
	フランス	292,800
	ポーランド	128,556
	ベルギー	86,441
	チェコ	80,349
	戦時捕虜	
	イタリア	179,988
	ソ連	130,705
	鉱山業界合計	433,790
	民間労働者	
	ソ連	92,950
	ポーランド	55,005
	戦時捕虜	
ソ連	159,898	
イタリア	43,684	

出典：Dietrich Eichholz: Zwangsarbeit in der deutschen Kriegswirtschaft.
In : Ulrike Winkler (Hg.): Stiften gehen, NS-Zwangsarbeit und Entschädigungsdebatte,
Papy Rossa Verlag, 2000, S.23
(上記文献より作成)